

令和6年度第2回 府中市入札等監視委員会（要旨）

〔日 時〕 令和7年3月25日（火） 午後1時30分～午後2時40分

〔場 所〕 府中市役所「おもや」4階会議室

〔出席者〕 委 員

上條 弘次、金子 憲、北谷 繭子

事務局

石川総務管理部長、石堂契約課長、上野契約課長補佐、鈴木工事契約係長

〔会議経過〕

1 議題

（1）前回の検討課題について

前回の委員会において検討課題として挙げられた「同額応札の状況」について、事務局より説明を行った。

府中市情報公開条例第7条第3号に該当するため、本報告は非公開。

（2）令和6年10月1日～令和7年1月31日に契約締結した案件の審査について

事務局より、資料1及び2に基づき、契約締結の状況について説明を行い、その後、各委員が事前に抽出した案件（資料4）について審議を行った。

・押立文化センター自動開閉器制御部更新に伴う天井等改修工事

（委 員）

5者中4者が辞退と、辞退者数が多いので抽出した。辞退理由と、それについての事務局の見解を確認したい。

（事務局）

辞退理由については、総合評価方式の技術評価資料の提出が期日までにできなかった等となっている。

本工事は、一度目の募集時に応募者なしで打ち切りとなっており、本件は募集条件を変えて二度目の募集を行った案件である。このことから、事業者にとってあまり魅力がない案件なのではないかと推測している。

(委 員)

工事内容としては特殊なものなのか。

(事務局)

自動開閉器制御部更新は別発注の工事で行っており、本件はそれに伴う天井の工事ということで、特殊な工事ではないと認識している。

・公共サイン整備工事（第1エリア）【第1工区】

・公共サイン整備工事（第1エリア）【第2工区】

(委 員)

公共サイン整備工事とは道路上の案内板等を整備するものなのか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委 員)

募集対象となる事業者数のわりに応募者数が少ないが、工事内容が特殊なものなのか。

(事務局)

どちらかというと専門的な工事の部類だが、本市発注の工事においては本件に限らず応募者数はそれほど多くない傾向にあり、本件の応募者数が他の案件と比較して特別少ないということはない。全体的に応募者数が少ないという点は、課題の一つとして認識している。

(委 員)

本件に参加している事業者の入札価格について、本件では調査基準価格に近い金額となっている一方、他の案件（交差点地点名標示板設置工事）では予定価格をオーバーした金額となっており、この点が不自然であると感じる。

(委 員)

自分も同じように不自然に感じ、この事業者の入札金額を調べ、このあとの抽出案件とした（交差点注意点減器設置工事）。

(委 員)

ではその2案件もあわせて審議したいと思う。

・交差点地点名標示板設置工事

・交差点注意点減器設置工事

(委 員)

本件に参加している事業者について気になるところがあったことから、他の案件も含めて当該事業者の入札金額を追い、会社のホームページも確認したところ、舗装を得意としている会社のように思われた。交差点地点名標示板設置工事と交差点注意点減器設置工事については得意としている内容ではなく、外注を前提としていることから、他社よりだいぶ高い入札金額になっているのかなと感じた。

(委 員)

これらの工事はこれまでもあったものか。

(事務局)

公共サイン整備工事については、今回が第1エリアということで、今後第2エリア、第3エリアと順次市内全域の公共サインを更新していく予定である。交差点地点名標示板設置工事と交差点注意点減器設置工事については昨年度も同じ工事を行っている。なお、昨年度は今回と違い、最低制限価格を下回り失格となる事業者はいなかった。

(委 員)

交差点地点名標示板設置工事と交差点注意点減器設置工事は指名競争入札となっているが、どのような基準で指名を行ったのか。

(事務局)

一定の基準に沿って選定している

(委 員)

事業者側からすると、入札前には、自社以外にどの事業者が指名されているかはわからないということで良いか。

(事務局)

入札前にはわからないものである。

(委 員)

特定の事業者の指名回数が多いように見受けられるが、どのような理由での指名となっているのか。

(事務局)

一定の基準に沿って選定している。

(委 員)

市民目線で見ると、特定の事業者に対して特別な配慮をしているように感じられるのではないかな。

(委 員)

一定の基準に沿って選定しているとのことだが、指名業者に偏りが出ても良くないので、今後はそのあたりも考慮していただきたい。

(3) 答申に記載する提言案について

事務局より、資料5に基づき説明を行った。

(委 員)

本案で【改善】となっているものについては、次回の提言に引き継がないという考え方でよいか。

(事務局)

改善したものは引き継がなくとも良いし、改善済みとして記載しても良いと考えている。

(委 員)

新たな提言があれば追加で入れるというイメージで良いかな。

(事務局)

お見込みのとおりである。

なお、今回お示しした提言案は前回と同じ内容としている。これは、前回の答申後、前回までの委員会における議論では、新たな提言となるような意見は事務局では抽出できなかったことによるものである。

(委 員)

今回議論になった、指名競争入札を行う際に指名業者に偏りが生じないように、業者選定時に考慮をするということは新たな提言に入れるべきと考える。

(委 員)

「（１）同一案件における発注時期について」に関しては、一定の改善は見られるものの、未だに同種工事の入札が同時期に行われているという実態がある。学校に係る案件のため夏休み期間中に行わなくてはならないという特殊性もわかるが、本提言については【改善】ではなく【継続】とし、今後も注視していくべきと考える。

（委員）

「（１）同一案件における発注時期について」の状況欄の記載で、「可能な範囲で入札時期を分けた。」とあるが、具体的にどのように分けたのかを書くべきと考える。

また、「（４）総合評価の評価項目について」の配置技術者が現場にいるかどうかの確認は工事担当課の監督員が確認しているとのことだが、それは抜き打ちで現場に行って確認しているのか、それとも事前に日時を調整しているのか。厳密に確認を行うということであれば、抜き打ちで現場に行く必要があるし、それを行っているのであればそのように状況欄に記載すべきだと思う。

（事務局）

監督員が現場に行く際、基本的には事前に日程調整を行うが、必要に応じて事前連絡をせずに行くこともあるという状況である。

（委員）

「（２）不調終了案件について」に関して、エレベーター設置工事については改善が見られたということであれば、【継続】として次回提案に繰り越す際、エレベーターに関する記載は削除し、不調全般についての記載のみとすべきである。

２ その他

・ 次回の日程等について

（事務局）

次回の開催は令和７年７月９日（水）を予定している。